

厚生労働大臣の定める掲示事項

1.当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2.入院基本料について

当院は、看護師及び看護補助者の配置を以下のとおり行っています。なお、各病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

・一般病棟

急性期一般入院料2、障害者施設等入院基本料2の施設基準を取得し、日勤・夜勤あわせて入院患者10人に対し、1人以上の看護職員を配置しております。

・ハイケアユニット(HCU)病棟

ハイケアユニット入院医療管理料1の施設基準を取得し、日勤・夜勤あわせて入院患者4人に対し、1人以上の看護職員を配置しております。

・回復期リハビリテーション病棟

回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準を取得し、日勤・夜勤あわせて入院患者13人に対し、1人以上の看護職員を配置しております。

・地域包括ケア病棟

地域包括ケア病棟入院料2の施設基準を取得し、日勤・夜勤あわせて入院患者13人に対し、1人以上の看護職員を配置しております。

3.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

4.DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定に当たり、包括請求と出来高請求を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

※医療機関別係数1.3762(令和7年1月現在)

内訳:基礎係数 1.0451、救急補正係数 0.0127、機能評価係数 I 0.2498、機能評価係数 II 0.0687

5.明細書の発行体制について

医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付については、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お申し出ください。

6.施設基準等の届出について

当院は、下記の項目において九州厚生局に施設基準の届出を行っております。

1)基本診療料の施設基準に係る届出

別添の①「施設の指定状況 施設基準」をご参照ください。

2)特掲診療料の施設基準に係る届出
別添の①「施設の指定状況 施設基準」をご参照ください。

7.入院時食事療養費(Ⅰ)について

当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の食事療養に係る届出を行っており、食事の提供は、管理栄養士の管理の下、適時(朝食午前8時、昼食午後0時、夕食午後6時)適温(温冷配膳車による配膳)で行っております。

8.保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料、証明書・診断書料などにつきましては、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担となります。(価格は消費税込)

1)特別療養環境室(個室)の内訳及び費用について

1室3床以上の病室では室料差額の負担はありません。

詳しくは②「室料差額部屋のご案内」をご参照ください。

2)診断書・証明書等の手数料について

手数料

ア 普通診断書(簡単なもの)	1通につき	2,200円
イ 普通診断書(複雑なもの)	1通につき	2,200円
ウ 死亡診断書	1通につき	3,300円
エ 死体検案書	1通につき	5,500円
オ 生命保険用診断書	1通につき	5,500円
カ 身体障害者手帳交付申請診断書	1通につき	4,400円
キ 精神障害者保健福祉手帳申請診断書	1通につき	3,300円
ク 自立支援医療費支給申請診断書	1通につき	2,200円
ケ 自賠責保険用診断書	1通につき	5,500円
コ 後遺症障害診断書	1通につき	6,050円
サ 免許申請用診断書	1通につき	3,300円
シ 支払証明書	1通につき	1,100円
ス 一般診断書(裁判所・警察提出用)	1通につき	5,500円

3)オムツ料について

パンツレギュラー 130円 尿パットワイド 34円 尿パット軟便使用 125円
防水シート 149円 パンツ尿パット 39円 尿パット長時間 62円
補助オムツレギュラー 48円 カバー(テープ止) 144円 尿パット標準 29円
スリッパ(ディスポ)120円 補助オムツミニシート29円 カバー(テープ止 大) 153円
パンツ(大) 163円 尿パット(すきまぴったり)20円 病衣(ディスポ)710円

4)インフルエンザ等予防投与費用について

当院では予防投与を行っております。

詳しくは、「インフルエンザ予防接種の予約受付について」

「コロナワクチン予防接種の予約受付について」

「帯状疱疹ワクチン予防接種のご案内」をご参照ください。

9.初診、再診等に係る選定療養費の徴収について

他の保険医療機関からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る保険外併用療養費として以下の額を徴収いたします。ただし、時間外の緊急その他やむを得ない事情により受診する方は、この限りではありません。

初診時保険外併用療養費 1,320円(税込)

10.厚生労働省が定める手術《医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術》の施設基準に係る実績について(令和5年1月～12月)

区分1に分類される手術 手術件数

エ. 肺悪性腫瘍手術等 2件

区分2に分類される手術 手術件数

イ. 水頭症手術等 0件

カ. 肝切除術等 0件

区分4に分類される手術 手術件数

胸腔鏡・腹腔鏡下手術 117件

その他 の区分に分類される手術 手術件数

ア. 人工関節置換術 173件

ウ. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 9件

経皮的冠動脈形成術

オ. 急性心筋梗塞に対するもの 0件

オ. 不安定狭心症に対するもの 3件

オ. その他のもの 3件

経皮的冠動脈ステント留置術

オ. 急性心筋梗塞に対するもの 3件

オ. 不安定狭心症に対するもの 3件

オ. その他のもの 8件

11.後発医薬品、バイオ後続品の使用促進について

当院では、患者負担の軽減、国の保険財政改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)およびバイオ後続品を積極的に採用しています。

採用にあたっては、品質確保・十分安全な提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら主治医又は薬剤師にご相談ください。

12.入退院支援について

当院は、急性期治療を終えた患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、地域の医療・介護施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

各病棟に配置する入退院支援担当者は、退院困難な要因を有する患者さんが早期にご自宅や職場に安心して復帰できることができるよう、入院前、入院早期から退院に向けた支援を行っています。

13.外来腫瘍化学療法診療料に係る院内掲示

当院では、外来腫瘍化学療法診療料を算定している患者さんからの電話等による緊急の相談等に対し24時間対応できる体制を整えています。また、患者さんの状態急変時には、緊急入院ができる体制を整えています。

化学療法のレジメンの妥当性については、化学療法委員会で評価・承認を行い、化学療法を実施しています。

14.患者サポート体制充実加算に係る院内掲示

当院では、患者さんやご家族から入院中の療養や退院後の生活、治療費等のあらゆる相談に対応するために、医療相談窓口を患者サポート・医療連携室に設置しています。

患者サポート・医療連携室では、初めに看護師、社会福祉士がお話を伺い、相談内容により院内の各部署や院外の関係機関と連携を取りながら問題解決に向け対応させていただきます。

なお、相談内容等の個人情報保護を遵守し、相談したことにより患者さんが不利益を受けること等は決してありませんのでご安心ください。

15.オンライン資格確認(医療DX推進体制整備加算)について

当院では、マイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認システム」を導入しています。オンライン資格確認により、薬剤情報や特定健診等情報・診療情報の閲覧(マイナンバーカードを保険証として利用した場合のみ)が可能になり、患者さんの保険証及び限度額情報の取得することができます。詳しくは④「DX推進体制加算に係る揭示」をご覧ください。

16.一般名処方(有効成分による処方)について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって、医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数のお薬を選択することができ、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

17.医師事務作業補助体制加算について

当院では、勤務医の負担軽減及び処遇改善として、医師事務作業補助者の外来診療補助や医師の事務作業の補助等に取り組んでいます。

18.急性期看護補助体制加算について

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善として、看護職員と他職種との業務分担、看護補助者の配置等による夜勤負担の軽減や、妊娠・子育て・介護中の看護職員への配慮等に取り組んでいます。

19.下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院では、下肢末梢動脈疾患指導管理加算の施設基準を届け出ております。透析中の患者さんの下肢末梢動脈疾患について、動脈硬化の程度や足の血管の詰まり見る検査を行い、血流改善等の専門的な治療が必要と判断した場合、患者さんに説明し、同意を得た上で、連携医療機関へご紹介させていただいております。(連携医療機関 独立行政法人 大牟田市立病院)

20.病院職員等の負担の軽減及び処遇の改善に関する事項について

当院では、病院職員等の負担の軽減及び処遇の改善に向けた取り組みを実施しています。

- ・医師の負担軽減に対する取り組み
- ・看護職員の負担軽減に関する取り組み
- ・医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取り組み

21.ベースアップ評価料について

ベースアップ評価料は、医療従事者等の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療の提供を継続できるようにするための取り組みです。看護職員等の賃上げを実施するために、令和6年6月より、ベースアップ評価料を算定しています。

診療費のご負担が上がる場合がありますが、上がった分はすべて看護職員等の賃上げ分に充てられます。

22.医療安全管理について

当院では、医療安全管理室を設置し、医療事故の防止、安全な医療の確保に努めています。当院が提供する医療に関しご相談がある場合、患者サポート・医療連携室の相談窓口にて、看護師または社会福祉士がお話をお伺いします。

相談時間:月曜日～金曜日 8:45～17:15(土日祝祭日を除く)

23.院内感染防止対策について

当院では、感染看護師を配置し、最新のエビデンスに基づいたマニュアルを作成し、定期的な院内巡回や研修会を開催するなど、院内感染防止に向けた取り組みを行っています。

24. 長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担額が発生します。

【対象】

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発品含む）
- ・後発医薬品への置換え率が50%以上の先発医薬品

【対象とならない場合】

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

【自己負担額】

長期収載品（先発医薬品）の薬価と後発医薬品で一番高い薬価の価格差から4分の1

※選定療養費には消費税もかかります。

詳しくは⑤「先発医薬品に対する特別料金について」をご覧ください。